

京丹後市市民遺産の認定について



令和 8年 1月 7日
京丹後市教育委員会

京丹後市教育委員会では、京丹後市市民遺産制度を令和6年1月に創設し、同年4月1日から公募を開始しています。

本制度は、行政側から選出し指定をはかる従来の「指定等文化財制度」とは異なり、市民から地域にある大切な遺産を提案していただき認定するもので、従来の指定等文化財制度では拾いきれなかった地域の特色ある歴史文化などの把握や保存活用、さらには地域の活性化につなげることを目的としたものです。

今回、下記のとおり、令和7年12月23日付けで新たに1件の認定がありましたのでお知らせします。

【認定第6号】

名 称 : 松江近体詩
推 薦 者 : 宗教法人宝泉寺
該当要件 : 要綱第3条第1項第2号 地域の歴史や文化を象徴しているもの
概 要 : 松江近体詩（宝泉寺所有）は、湊宮にて廻船業者として栄えた五軒家のうち下屋の二代目であった小西伯熙の詩集です。寛政7（1795）年4月の出版で、初編五巻三冊、附録一冊の計四冊から構成されます。松江近体詩は、伯熙が当時一流の文人・学者等と交流があったことを示すとともに、久美浜の歴史を語る上で大変貴重な資料です。附録（第4冊）に掲載の「日間浦十二景」は、平成12年、宝泉寺に解説付きで看板を設置し活用が図られています。



松江近体詩（全4冊）



日間浦十二景（松江近体詩：附録（第4冊））

※「要綱」…京丹後市市民遺産制度実施要綱（令和6年京丹後市教育委員会告示第2号）

お問い合わせ先

京丹後市教育委員会事務局 文化財保存活用課 [電話 0772-69-0640]